

犬猫の親等から引き離す理想的な時期に関する調査について

1. 日齢規制に係る動物愛護管理法の条文

○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）（抜粋）

（幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限）

第 22 条の 5 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後 56 日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

附 則（平成 24 年 9 月 5 日法律第 79 号）抄

第 7 条 施行日から起算して 3 年を経過する日までの間は、新法第 22 条の 5 中「56 日」とあるのは、「45 日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から別に法律で定める日までの間は、新法第 22 条の 5 中「56 日」とあるのは、「49 日」と読み替えるものとする。

3 前項の別に法律で定める日については、犬猫等販売業者（新法第 14 条第 3 項に規定する犬猫等販売業者をいう。以下この項において同じ。）の業務の実態、マイクロチップを活用した調査研究の実施等による科学的知見の更なる充実を踏まえた犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての社会一般への定着の度合い及び犬猫等販売業者へのその科学的知見の浸透の状況、犬や猫の生年月日を証明させるための担保措置の充実の状況等を勘案してこの法律の施行後 5 年以内に検討するものとし、その結果に基づき、速やかに定めるものとする。

（検討）

第 15 条 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 親等から引き離す理想的な時期（日齢）について

犬猫において、一定の日齢に達していない幼齢個体を親等から引き離した場合、適切な社会化がなされず、特に犬では、咬み癖や吠え癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まるとされていることから、前回の法改正の議論において、出生後 45 日、49 日、56 日齢について検討された。

3. 環境省の対応

（1）背景

改正法附則第 7 条第 2 項の「別に法律で定める日」については、第 3 項で改正法施行後 5 年以内に検討することとされている。環境省としては、第 3 項に基づき科学的知見の充実を図る必要があることから、平成 25 年度より犬猫幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期に係る調査を開始した。

(2) 調査内容

① 調査協力者の確保

調査協力者として、幼齢の犬猫約 1 万個体の飼い主の協力を得る必要がある。

- ・平成 25 年度は、犬猫約 300 個体の飼い主から調査協力の承諾を得た。
- ・平成 26 年度、27 年度は、犬猫約 3,000 個体の飼い主から調査協力の承諾を得た。
- ・今年度は、57 日齢以上の個体の調査協力者をできる限り確保するとともに、9 月以降は、50～56 日齢の個体の調査協力者も確保する（本年 9 月 1 日より「49 日」に読み替えられる。）

② アンケート調査

①で調査協力の承諾を得た飼い主に対して、それぞれの個体の行動を適切に把握するため、6 ヶ月齢以降にアンケート調査を行い、攻撃性等の行動特性を判定する。

③ 分析

アンケート調査結果より、幼齢個体を親等から引き離す時期と問題行動の関係を分析し、別に法律で定める日の検討の材料とする。